平成２０年（フ）第５０３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字大川戸3201番地３
破産者　大平　松次
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第６３８号
埼玉県春日部市米島787番地11
破産者　藤橋　ワカ
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３６８号
埼玉県越谷市大字南荻島4408番地９、前住所
埼玉県吉川市吉川２丁目28番地15
破産者　細野　正二
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３５５号
富山県高岡市戸出１番地
破産者　山本　和好
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２５２号
富山県砺波市東石丸359番地１　グレインハウス101号
破産者　藤田　　章
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第５６４号
福岡市東区松島２丁目４番22号
破産者　隼田　秀作
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２０１号
福岡市早良区有田５丁目２番１―101号
破産者　石橋　　護
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２０７８号
福岡市南区皿山２丁目１番60―606号、開始決定時の住所福岡市南区柏原６丁目62番１―601号
破産者　西俣　浩和
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第５８７号
長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷444番地―303号
破産者　時津加奈子
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５８８号
長崎県長崎市万屋町５番19―1205号、旧住所長崎県長崎市万屋町６番29―301号
破産者　宮永美智子
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第４４号
長崎県平戸市田平町大久保免1170番地２、従前長崎県平戸市大久保町2431番地１
破産者　村田　知章（旧姓大塚）
１　決定年月日　平成22年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２０年（フ）第２４０号
北海道茅部郡森町字砂原４丁目10番地の２
破産者　西村　喜美
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２０年（フ）第２８２号
秋田市広面字糠塚57番地５、前住所秋田県潟上市天王字棒沼台298番地14
破産者　金谷四須男
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５８号
秋田市旭北錦町２番39号　秋田アーバンハウスＡ―１
破産者　鈴木　勇治
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４２４号
秋田県潟上市天王字上江川47番地450
破産者　小柳　　繁
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８１号
福島市丸子字富塚前26番地の６　ベルＴＯＫＹＯ104
破産者　板垣　和彦
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所

平成２１年（フ）第２８２６号
横浜市旭区中希望が丘97番地23　希望が丘ハイム407号
破産者　齋藤　絹枝
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３５３号
富山市粟島町１丁目３番13―202号　レジデンス高陽
破産者　橋詰真理子
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
山梨県北杜市高根町清里3545　清里の森３―26―６　文教内、住民票上の住所山梨県北杜市長坂町長坂上条2534番地６
破産者　小田切恵司
１　決定年月日　平成22年３月１日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係